

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	30	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望 項目名	障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の拡充及び延長		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象 バリアフリー改修が行われた劇場・音楽堂等（※１）に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に係る税額の減額措置について、対象施設を劇場・音楽堂等を含む特別特定建築物（※２）のうち、政府の補助を受けたものに拡大するとともに、対象となる工事の要件を緩和する。 ※１「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第２条第１９号に規定する特別特定建築物のうち、主として「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、高齢者移動等円滑化法第２条第１号に規定する利便性等向上改修工事が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第１７条第３項第１号に掲げる高齢者移動等円滑化法第２条第１８号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。 ※２「高齢者移動等円滑化法」第２条第１９号及び同法施行令に規定する不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして定めるものをいう。 ・ 特例措置の内容 固定資産税等について、改修工事完了の翌年度から２年間 2/3 に軽減（工事費に係る控除上限 5/100）する現行の特例措置を固定資産税等の税額を２年間 1/2 に軽減（工事費に係る控除上限 5/100）する等の拡充を行うとともに、適用期限を２年間（令和 10 年 3 月 31 日まで）延長する。		
関係条文	地方税法附則第 15 条の 11、地方税法施行令附則第 12 条の 2、地方税法施行規則附則第 7 条の 2、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第 2 条第 2 項、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条、第 17 条第 3 項、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 5 条、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 10 条第 2 項		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] ▲5.6 （ ▲0.2 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、民間事業者が設置する劇場・音楽堂等を始めとした既存の特別特定建築物につき、予算措置とあいまった税制の特例措置によりバリアフリー化を促進することによって、高齢者、障害者等の利用する施設の利便性及び安全性の向上を図る。 （２）施策の必要性 文化芸術基本法においては、「国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされており、劇場・音楽堂等の文化施設は、障害の有無に関わらず、全ての国民が心豊かな生活を実現する場として機能することが求められているところ、民間事業者が設置する障害者等に対応した劇場・音楽堂等は全国に数件と限られており、平成 30 年度に劇場・音楽堂等のバリアフリー化を促進するインセンティブとして、障害者等に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置を創設し、数次にわたり延長してきたところ。 一方、バリアフリー化の社会的要請は、劇場・音楽堂等のみならず、不特定多数の高齢者、障害者が利用する博物館や美術館、映画館等の他の特別特定建築物も同様であり、特別特定建築物全体についてバリアフ		

	リー化を促進する必要がある。このため、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会以降のバリアフリー化の機運の高まりを踏まえ、高齢者移動等円滑化法に基づく移動等円滑化基準（※1）及び移動等円滑化誘導基準（※2）を強化（令和7年6月施行）するとともに、建築設計標準（※3）の改定（令和7年5月）を行うなど、バリアフリー化の促進に一層取り組んでいるところ。 ※1 特別特定建築物の2,000㎡以上の新築、増築、改築又は用途変更をしようとする場合に適合が求められる基準 ※2 容積率等の特例を受けるための計画の認定の基準であり、適合が求められる項目等について円滑化基準よりも多くのものを規定 ※3 バリアフリーに関し標準的に実施すべき整備内容を定めたガイドライン 令和7年秋頃を目途に、高齢者移動等円滑化法に基づく基本方針が見直され、バリアフリー化率の目標も引き上げられる予定となっているところ、不特定多数の高齢者、障害者等が利用しバリアフリー化の社会的要請が強い特別特定建築物のバリアフリー化の促進に当たっては、新築される建築物のバリアフリー基準適合を求めるのみならず、既存建築物の増改築等の機会をとらえたバリアフリー改修を支援することが特に重要である。 特別特定建築物には民間建築物が数多く存在するところ、所有者による当該建築物のバリアフリー化を促すため、現行でもバリアフリー環境整備促進事業の一つとして、既存建築物のバリアフリー改修工事等を支援しているところ。社会全体におけるバリアフリー化促進の機運が高まる中で、既存建築物の一層のバリアフリー改修を促すためには、こうした予算措置と相まって、本税制の特例措置を劇場・音楽堂等に限らず他の既存の特定特別建築物にも適用できるよう拡充し、延長することが必要である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	文部科学省政策目標 12 文化芸術の振興 ○文化芸術基本法（平成 13 年法律第 147 号）抜粋 ・国民が障害の有無にかかわらず等しく、文化芸術活動ができる環境の整備が図られなければならない。（第 2 条第 3 項関係） ○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）抜粋 ・国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第 11 条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。（第 9 条関係） ○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）抜粋 ・国は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業への支援を行うこと。（第 10 条第 2 号関係） 国土交通省政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ○移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和 7 年秋改正予定） ・床面積の合計が 2,000 ㎡以上の特別特定建築物（公立小学校等を除く。）のストックのうち、移動等円滑化が実施された建築物の割合 65%【R6】 → 70%【R12】 ※参考：改正前の現行方針（令和 2 年 6 月 18 日改正、国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第 1 号） 61%【R1】→67%【R7】
		政策の達成目標	令和 12 年までに、床面積の合計が 2,000 ㎡以上の特別特定建築物（公立小学校等を除く。）のストックのうち、移動等円滑化が実施された建築物の割合を 70%に引き上げる。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間の延長（令和 10 年 3 月 31 日まで）
		同上の期間中の達成目標	令和 10 年までに、床面積の合計が 2,000 ㎡以上の特別特定建築物（公立小学校等を除く。）のストックのうち、移動等円滑化が実施された建築物の割合を 68%に引き上げる。
	有効性	政策目標の達成状況	・床面積の合計が 2,000 ㎡以上の特別特定建築物（公立小学校等を除く。）のストックのうち、移動等円滑化が実施された建築物の割合（令和 5 年） 約 64%
		要望の措置の適用見込み	令和 8 年度：22 件 令和 9 年度：26 件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置は、予算上の措置と相まって、バリアフリー改修を行った個人・事業者のキャッシュフローの改善、改修に要する費用負担の軽減を図ることにより、政策目標である床面積の合計が 2,000 ㎡以上の特別特定建築物（公立小学校等を除く。）のストックをはじめとする既存建築物について、移動等円滑化が実施されたものの割合を高める効果を有するものである。 具体的には、本特例措置の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、補助と税特例による支援により、自己負担率を最大で約 1／4 に軽減することができ、予算措置と相まって、本特例措置によりバリアフリー改修を強力に推進することができると考えられる。

	相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	○バリアフリー環境整備促進事業（社会資本整備総合交付金（令和8年度予算概算要求額約5,862億円の内数）、防災・安全交付金（令和8年度予算概算要求額約1,019億円の内数））
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	バリアフリー改修には一定の費用負担を要するところ、上記の予算上の措置は、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものである。 本特例措置は、当該予算上の措置と相まって費用負担の更なる軽減を図ることで、政策目標である「令和12年までに、床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（公立小学校等を除く。）のストックのうち、移動等円滑化が実施された建築物の割合を70%に引き上げる」ことの達成をはじめ、既存建築物について移動等円滑化が実施されたものの割合を早期に高めることを促進するものである。
		要望の措置の 妥当性	不特定多数の高齢者、障害者等が利用し、バリアフリー化の社会的要請が強い特別特定建築物について、既存の特別特定建築物のバリアフリー改修を支援することが、バリアフリー化を進めるに当たって特に効果的であるところ、本特例措置は、こうした既存建築物の部分改修を含むバリアフリー改修を早期に促すものとして、課題に対して的確かつ妥当な措置と考えられる。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和2～令和6年度における本税制の適用実績は、下記のとおり。 (利便性等向上改修工事を行い、本特例措置の適用を受けた劇場・音楽堂等の所有者に対するヒアリング調査より) (単位：(適用件数) 件、(減収額) 百万円)																		
		<table><tr><th>年度</th><th>適用件数</th><th>減収額</th></tr><tr><td>令和2年度</td><td>0件</td><td>0</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>0件</td><td>0</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>0件</td><td>0</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>0件</td><td>0</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>1件</td><td>0.1</td></tr></table>	年度	適用件数	減収額	令和2年度	0件	0	令和3年度	0件	0	令和4年度	0件	0	令和5年度	0件	0	令和6年度	1件	0.1
	年度	適用件数	減収額																	
	令和2年度	0件	0																	
	令和3年度	0件	0																	
令和4年度	0件	0																		
令和5年度	0件	0																		
令和6年度	1件	0.1																		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類 税額 ② 適用総額 令和3年度：0(千円) 令和4年度：0(千円) 令和5年度：0(千円)																			
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—																			
前回要望時の達成目標	障害者に対応した劇場等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず文化芸術活動ができる環境を確保する。																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	現行の特例措置適用の要件となっている建築物移動等円滑化誘導基準を満たすためには、改修箇所への導線も含む広範囲の改修が必要であり、既存建築物にとっては金銭的負担が大きいこと等の理由で適用要件への適合をすることが困難な場合が多かったため達成できなかったが、今回要望において固定資産税等について、改修工事完了の翌年度から2年間2/3に軽減(工事費に係る控除上限5/100)する現行の特例措置を固定資産税等の税額を2年間1/2に軽減する等の拡充を行うことで、劇場・音楽堂等を含む特別特定建築物のバリアフリー化をより加速する。																			
これまでの要望経緯	平成30年度 創設 令和2年度 延長 令和4年度 拡充・延長 令和6年度 拡充・延長 令和7年度 拡充																			